

令和8年3月27日
東京都建設局道路管理部

利便増進誘導区域の指定について

道路法第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

記

- 1 歩行者利便増進誘導区域の指定日
令和8年3月30日
- 2 道路の種類及び路線名
特例都道外濠環状線（405）
- 3 歩行者利便増進区域として指定する場所
中央区八重洲二丁目1番1号地先から同区八重洲二丁目2番1号地先まで
（別紙「利便増進誘導区域図」参照）

以上

